

令和2年6月の入札開始分から制度が変わりました

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合で、その者が暴力団員等のときは、買受人となれません。

令和2年6月の入札開始分から、入札時に入札書ごとに
下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月11日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月26日から 令和 7年10月 3日まで
開札期日	日 時 令和 7年10月 8日 午前10時00分 場 所 福井地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月29日 午前 9時50分 場 所 福井地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月 9日から 令和 7年10月10日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 裁判所の預金口座に所定の金額を振り込んだ旨の保管金受け入れ手続添付書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月11日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 2 所 在 福井市乾徳四丁目
地 番 105番2
地 目 宅地
地 積 120.76平方メートル
- 3 所 在 福井市乾徳四丁目
地 番 115番
地 目 宅地
地 積 143.80平方メートル
- 4 所 在 福井市乾徳四丁目 115番地、105番地2
家屋 番号 115番
種 類 倉庫・事務所
構 造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 147.34平方メートル
2階 108.71平方メートル

(現況)

種 類 倉庫・事務所・店舗



物 件 明 細 書

令和 7 年 8 月 7 日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

1 不動産の表示

【物件番号 2～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 2～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4】

(1) 建物 2 階部分及び 1 階部分の一部（別紙図面赤枠部分）につき B が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。

(2) (1)を除く部分につき本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2、3】

隣地（地番 2 番）との境界が不明確である。

【物件番号 4】

占有者 B が改装費を支出した旨主張している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

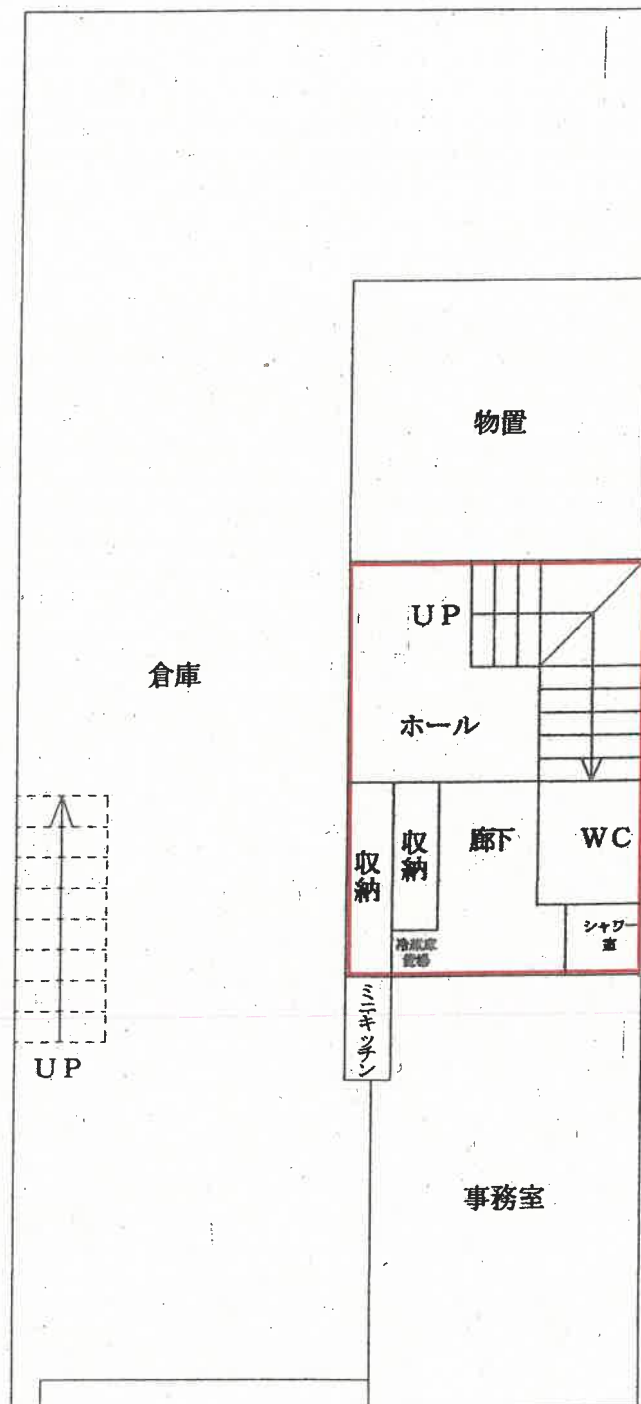
- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 2 | 所 在 | 福井市乾徳四丁目 |
| | 地 番 | 105番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 120.76平方メートル |
| 3 | 所 在 | 福井市乾徳四丁目 |
| | 地 番 | 115番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 143.80平方メートル |
| 4 | 所 在 | 福井市乾徳四丁目 115番地、105番地2 |
| | 家屋 番号 | 115番 |
| | 種 類 | 倉庫・事務所 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 147.34平方メートル
2階 108.71平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 倉庫・事務所・店舗 |



建物間取図

物件4建物

1階



令和7年(ケ)第23号

令和7年 5月19日受理

令和7年 7月16日提出

現況調査報告書

(物件2～4)

福井地方裁判所

執行官 富田 耕次

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|------|----------------------|
| 2 | 所 在 | 福井市乾徳四丁目 |
| | 地 番 | 105番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 120.76平方メートル |
| 3 | 所 在 | 福井市乾徳四丁目 |
| | 地 番 | 115番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 143.80平方メートル |
| 4 | 所 在 | 福井市乾徳四丁目115番地、105番地2 |
| | 家屋番号 | 115番 |
| | 種 類 | 倉庫・事務所 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床面積 | 1階 147.34平方メートル |
| | | 2階 108.71平方メートル |

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用(単独))

占有者及び占有権原 (物件4関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 2階全部及び1階の一部	
占有者		☐ 債務者 ☒ B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ 通行路 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☒ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人((A)の陳述/■提示文書(Bの回答書)の要旨)			
占有権原		☒ 賃借権 ☐ 使用借権() ☐ 所有権() ☐ 無権原	
占有開始時期		令和4年5月25日	
最初の契約等	契約日	令和4年月日不詳	
	期間	令和4年7月1日から ☒ 令和6年6月30日まで2年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☒ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和6年7月1日から ☒ 令和8年6月30日まで2年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者()	
	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等		毎月金100,000円(毎月27日限り翌月分支払) ☐ 前払()分()円 ☐ 相殺()分()円	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある(☐ 敷金()円 ☐ 保証金()円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		上記賃料の他に区費が毎月1,000円有り。 賃貸借契約書では2階の賃貸借部分はフィットネスジム部分95.27㎡と記載されているが、現地調査日におけるAの陳述では2階全部を貸しているとのことであった。	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (株式会社フレアの代表取締役)	1 私は本件物件の所有者である株式会社フレアの代表取締役です。物件4建物の2階全部と1階の一部をBさんに月額10万円で賃貸しています。Bさんに賃貸していない部分は株式会社フレアが使用しています。 2 物件3建物の2階部分はBさんがフィットネスクラブを経営しており、内装は全てBさんがしました。 (令和7年6月25日聴取)
■B (物件4建物の一部賃借人)	1 私は物件4建物の2階と1階の一部を賃借しています。契約内容は契約書のとおりで間違いありません。 2 物件4建物の内装費は600～700万円です。 (照会に対する回答書の要旨)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(執行官の意見用)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件の西側はコンクリート塀で区画されているが、福井市が所有する2番の土地を含んでコンクリート塀が設置されているものと思われる。物件2・3土地と2番との境界は判然としない。
- 3 物件2・3土地は物件4建物の敷地として一体利用されており、互いの境界は判然としない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

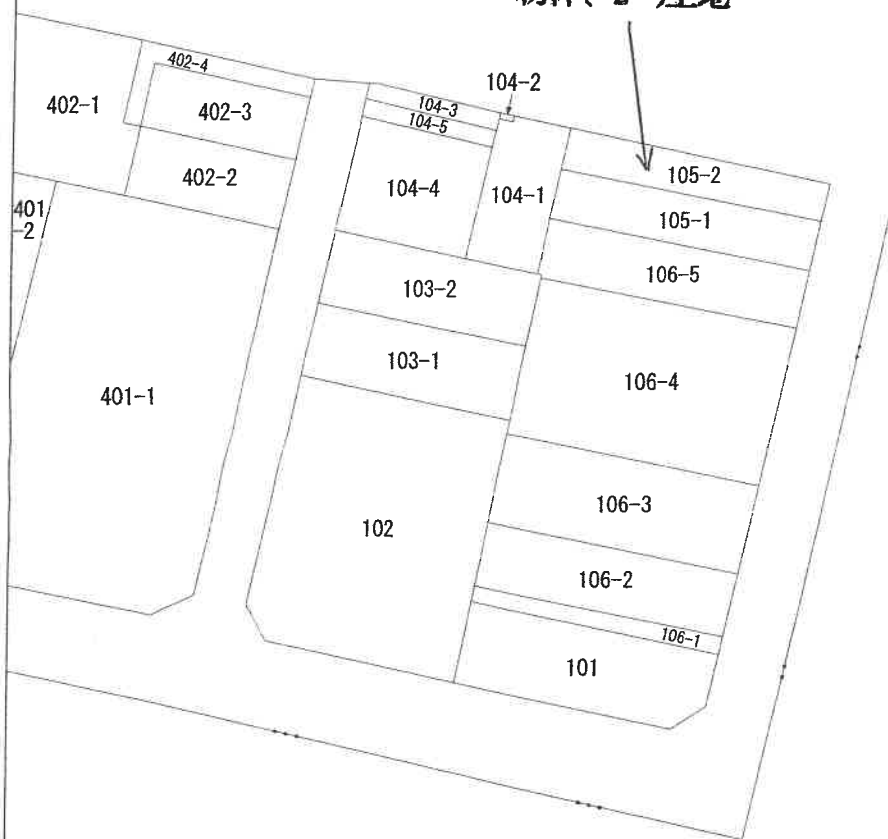
(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年5月20日(火) 13:10 - 13:20 (全物件)	福井地方法務局	公簿、公図、地積測量図、建物図面等の閲覧及び交付請求等
令和7年5月26日(月) 13:00 - 13:05	物件所在地	現況調査 写真撮影・占有関係の調査
令和7年6月25日(水) 13:30 - 14:25	物件所在地	現況調査 立入調査・評価人と同行 写真撮影・占有関係の調査 Aから聴取・AにBへの照会書を手交
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 物件 建物は不在で施錠されていたので、解錠業者によって解錠し、立会人を立ち合わせ、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物件(2)土地



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出乾徳
4丁目

請 求 部 分	所 在	福井市乾徳四丁目				地 番	105番2			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	昭和37年12月31日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月20日
福井地方法務局

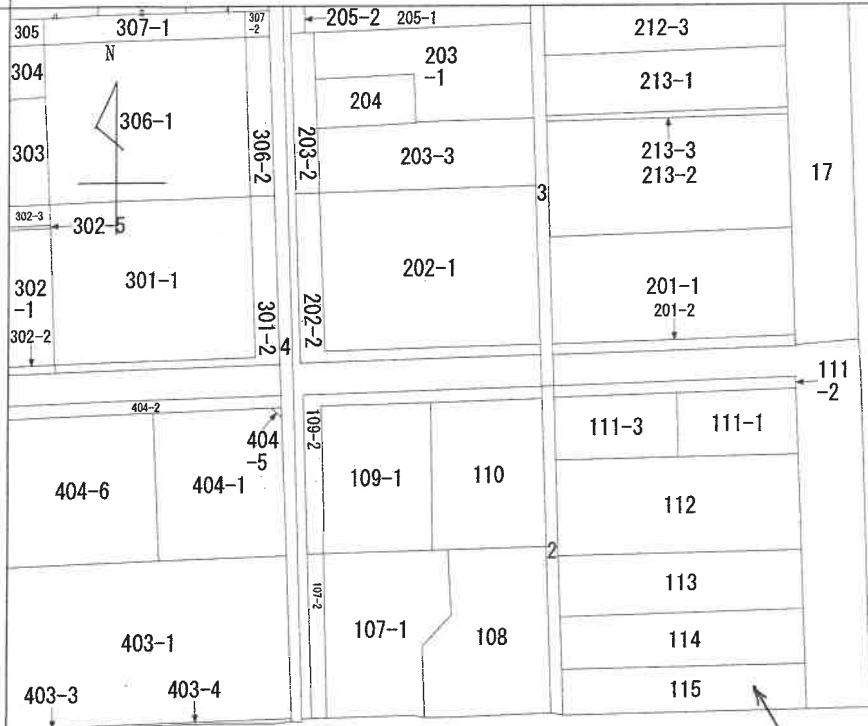
請求番号：20-6
(1/1)

登記官

(7 枚目)

公用

イ 308-1
ロ 308-3 ハ 308-4



物件(3)土地

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	乾徳 4丁目
--------	-----------

請求部	所在	福井市乾徳四丁目			地番	115番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月20日
福井地方法務局

請求番号：20-3
(1/1)

登記官

(8 枚目)

登記年月日：令和1年6月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月20日 福井地方方法務局

登記官

(9 枚目)

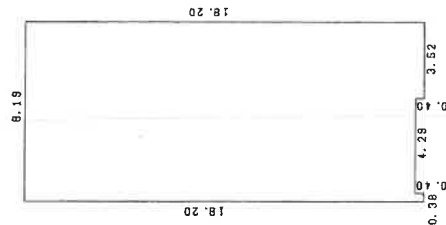
各階平面図

建物図面各階平面図

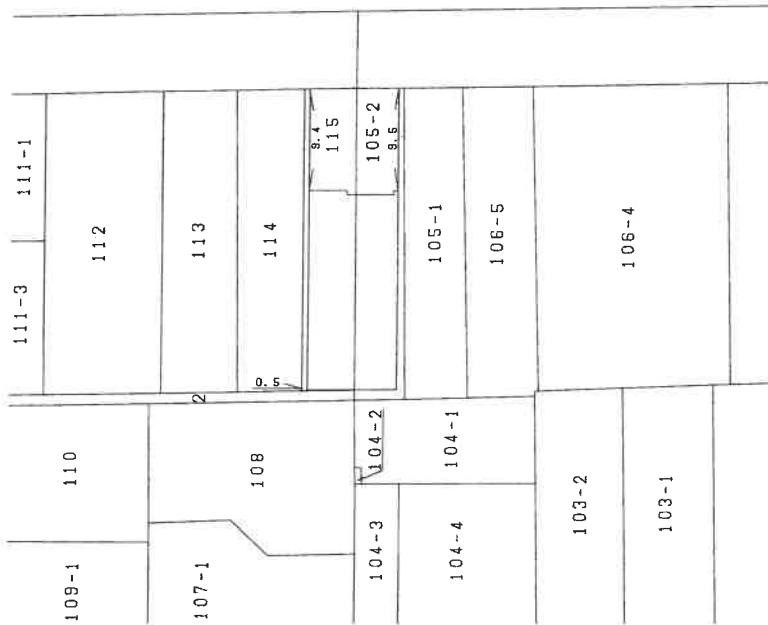
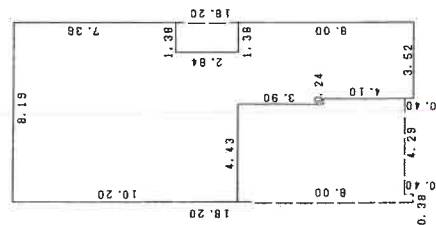
家屋番号 115番

建物の所在 福井市乾徳四丁目115番地、105番地2

1階



2階



(隣接報告番号:19020261)

作成者

令和1年12月2日(作成)

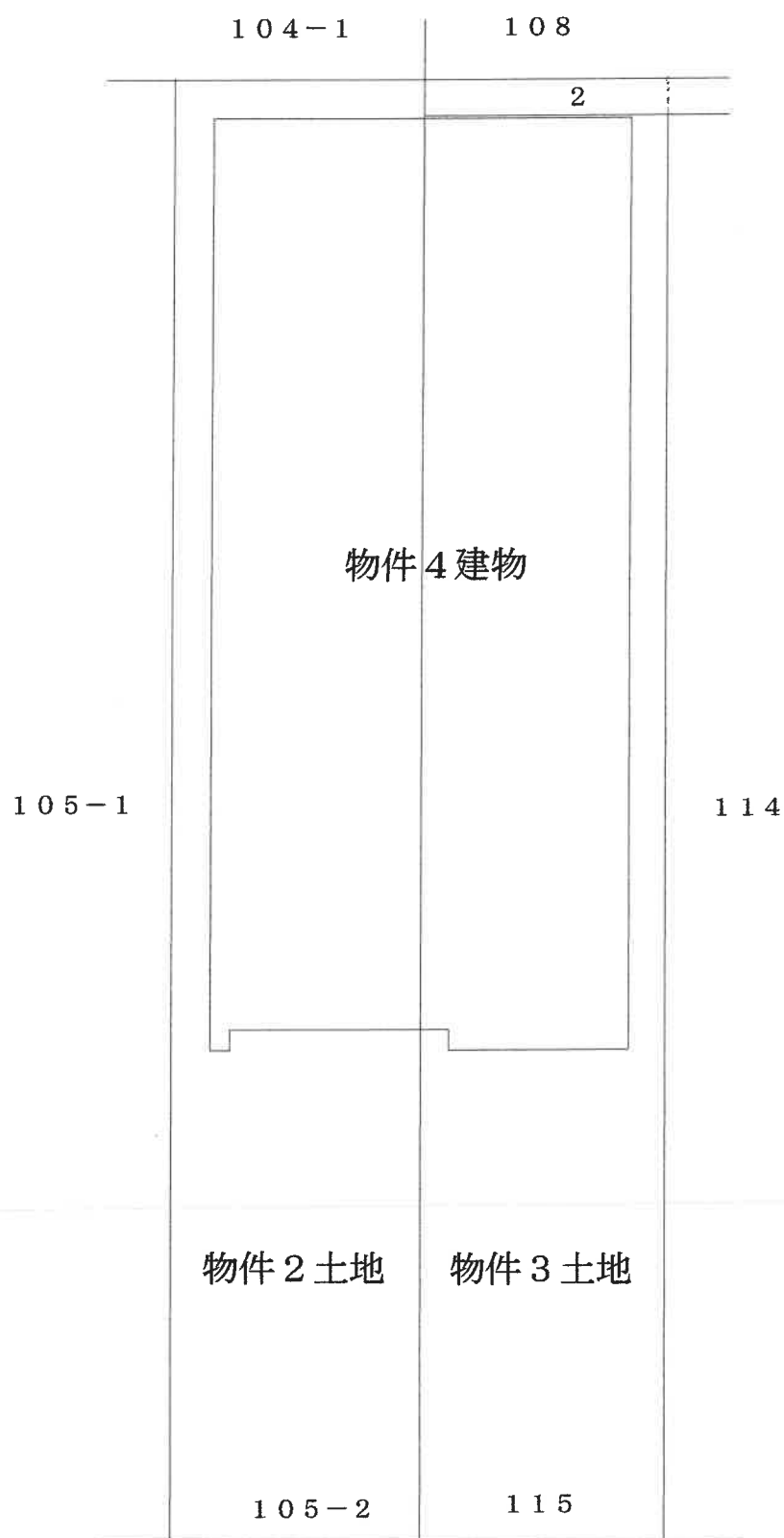
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図

(写真、位置方向説明図)



市道

①

←○ 写真、撮影位置、方向

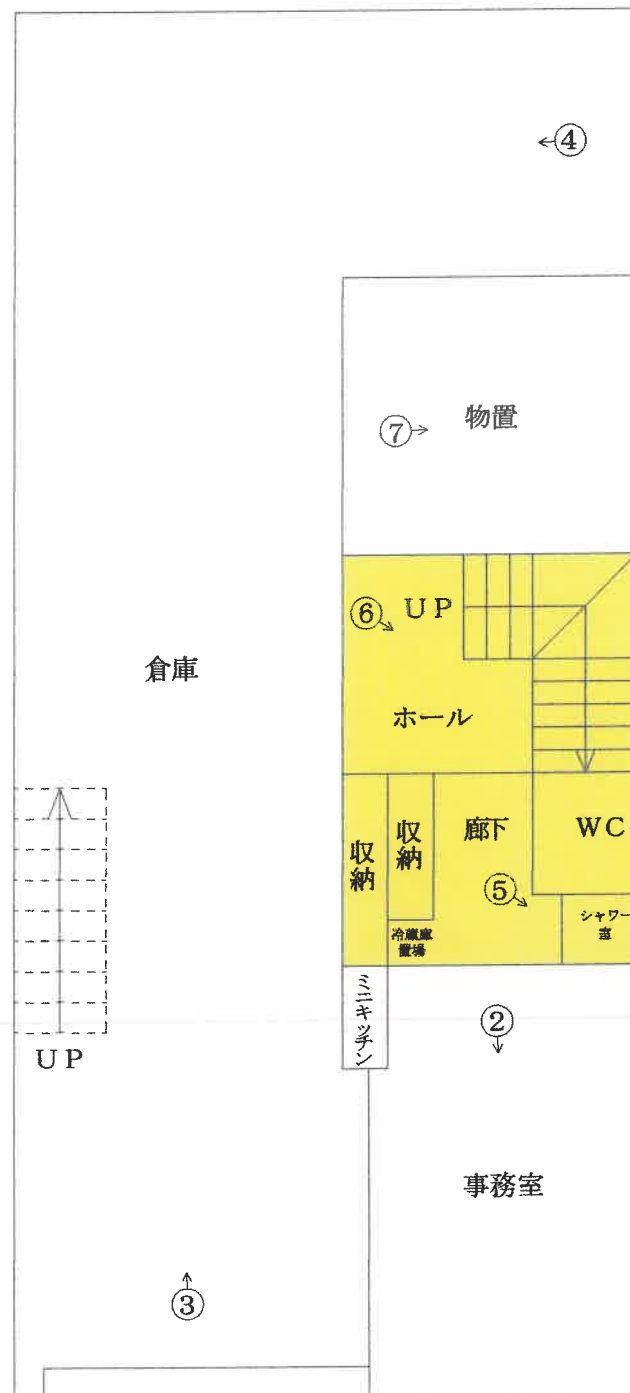
(10 枚目)

建物間取図

(写真、位置方向説明図)

物件 4 建物

1 階



黄色は賃借人が占有する部分

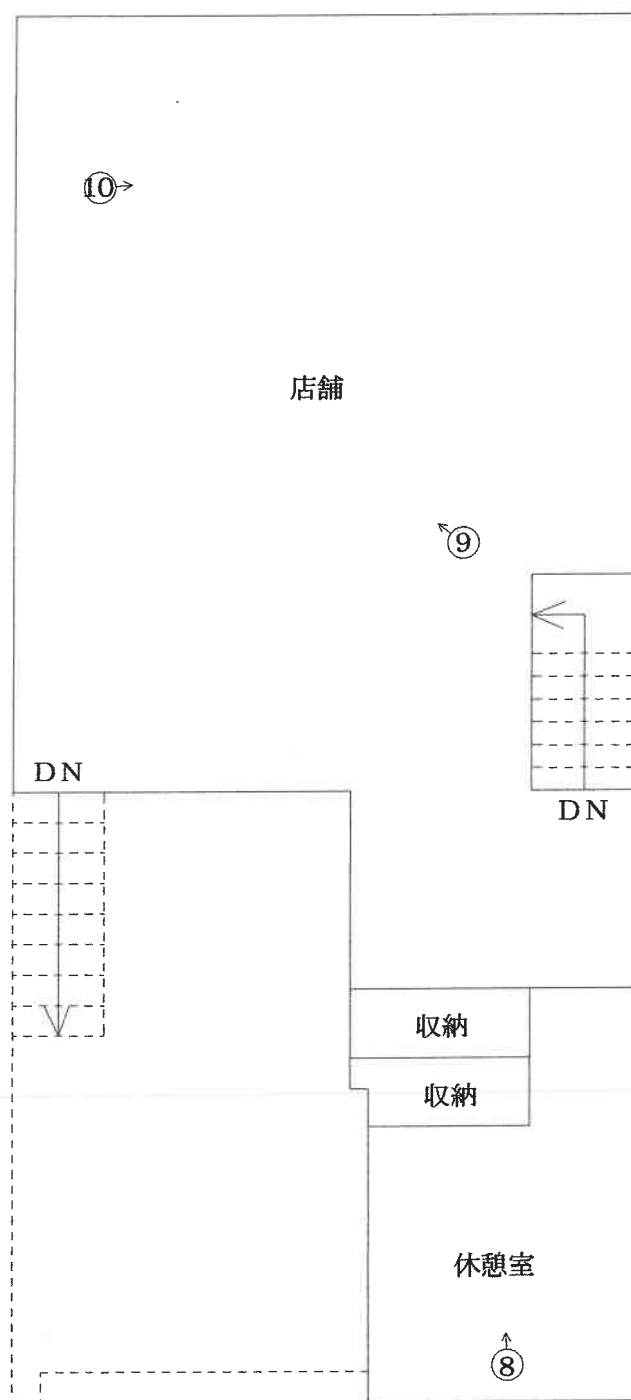
←○ 写真、撮影位置、方向

建物間取図

(写真、位置方向説明図)

物件4建物

2階



←○ 写真、撮影位置、方向

写真番号 1

本件競売物件の全景を撮影

物件4建物



物件2. 3土地

写真番号 2

物件4建物の内部を撮影



写真番号 3

物件4 建物の内部を撮影



写真番号 4

物件4 建物の内部を撮影



写真番号 5

物件4建物の内部を撮影



写真番号 6

物件4建物の内部を撮影



写真番号 7

物件4 建物の内部を撮影



写真番号 8

物件4 建物の内部を撮影



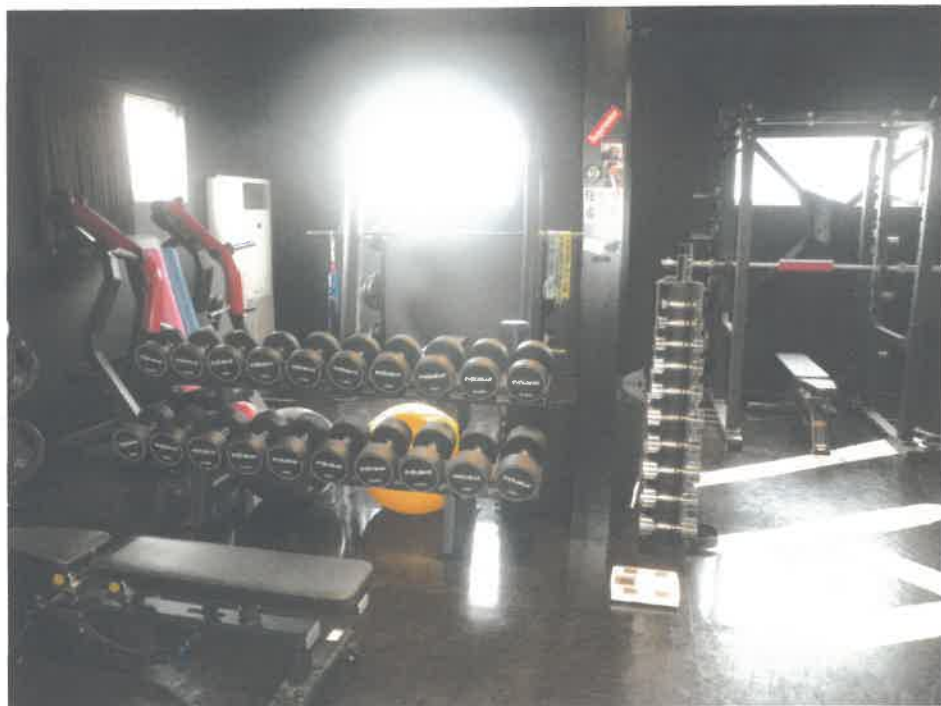
写真番号 9

物件4 建物の内部を撮影



写真番号 10

物件4 建物の内部を撮影



令和 7 年 (ケ) 第 23 号
令和 7 年 6 月 25 日 現地調査
令和 7 年 7 月 14 日 評価

福井地方裁判所 御中

評 価 書

(物件2～4)

評価人 不動産鑑定士

奥田 茂

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,800,000 円	
内 訳 価 格	
物件2(土地)	金 2,350,000 円
物件3(土地)	金 2,800,000 円
物件4(建物)	金 5,650,000 円

1. 一括価格は、物件2～4の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件2、3の内訳価格は物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
2	所在地 地目 地積	福井市乾徳4丁目 105番2 宅地 120.76㎡	左記に同じ。
3	所在地 地目 地積	福井市乾徳4丁目 115番 宅地 143.80㎡	左記に同じ。
4	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	福井市乾徳4丁目115番地、105番地2 115番 倉庫・事務所 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 147.34㎡ 2階 108.71㎡ 合計 256.05㎡	種類:倉庫・事務所・店舗
番 号	特 記 事 項		
2～4	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件2、3一体画地)

位 置 ・ 交 通		ハピラインふくい線「福井」駅より 北西方 約 2.5 km（道路距離） ※ 距離的に最も近い駅はえちぜん鉄道三国芦原線「福大前西福井」駅で道路距離にて約650m。	
付 近 の 状 況		対象近隣地域は福井市の市街地西部にあたり、幹線市道（通称「花月橋通り」）沿いに店舗併用住宅や一般住宅等が建ち並ぶ地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）		都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 近隣商業地域 （一部第1種中高層住居専用地域） 80%（一部60%） 200% 指定なし 特になし
画地条件	地 積 間 口 奥 行 形 状	264.56 m ² （公簿） 約 9.5 m 約 28.5 m ほぼ長方形	
接 面 道 路 の 状 況		東 側 約15m舗装市道（建築基準法第42条1項に該当） ※両側歩道付 高低差 ほぼ等高	
土 地 の 利 用 状 況 等		物件4の建物の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は東側が市道を介して一般住宅、西、南及び北側が一般住宅である。	
供給処理施設	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	前面道路に本管あり 前面道路に本管あり 前面道路に本管あり	

特 記 事 項	・登記簿及び古地図等で確認したところ、平成17年に物件4(倉庫・事務所)が新築される以前は一般住宅及び店舗等の敷地であったものと推定され、土壌汚染の存する可能性は低いものと思料する。 ・物件2、3は一体化しており、現地にて筆界を確認することはできなかった。 ・土地公図上、物件3の西側に福井市所管の用悪水路(地番2番)が存しているが、現況廃滅しており物件2、3一体画地と一体化している。このため、物件2、3一体画地と西側隣接地(地番2番)との境界は判然としない。
---------	---

※ 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

2 建物の概況及び利用状況(物件4)

区 分			主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数			建築年月日（登記記載） 平成17年12月12日新築 経過年数 20 年 経済的残存耐用年数 15 年
仕 様	構 屋 外 内 天 床 設 そ の 他	造 根 壁 装 井 備 他	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき等 サイジング等 ビニールクロス、ボード貼、石膏ボード、コンクリートブロック、外壁表ワシ等 ビニールクロス、屋根下地表ワシ等 カーペット敷、フロアタイル、ビニール床シート、土間コンクリート等 給水、電気、排水 シャワー室、電動シャッター
床 面 積（ 現 況 ）			第3の目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等			現 況 用 途 倉庫・事務所・店舗 間 取 り 間取図のとおり
品 等			倉庫・事務所・店舗として普通の下位
保 守 管 理 の 状 態			普通
建 物 の 利 用 状 況			現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項			・飛散性アスベストの使用に関しては目視可能な部分については使用されていない。また、建設資材としての非飛散性アスベストの使用の有無は不明である。 ・当該建物の一部(2階と1階の一部)を第三者が使用占有しているが、その占有権原は賃借権である(詳細は現況調査報告書記載のとおり)。なお、当該賃借人によれば、フィットネスクラブの内装費として600～700万円支出した旨申し述べている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件2、3一体画地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	61,600	1.00	120.76	0.90	6,690,000
3			143.80	0.90	7,970,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 福井(県)5-3

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 66,500 \text{ 円/㎡} & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 108 & \div & 61,600 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：なし

◇ 地域格差： 街路条件 1.00 交通接近条件 0.98
(相乗積) 環境条件 1.10 行政的条件 1.00

イ 個別格差： 個別格差なし
(相乗積)

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件4)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
4	130,000	256.05	0.16	5,330,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法(定率法)と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

経過年数 20 年

経済的残存耐用年数 15 年

観察減価 10%

残価率 5%

・ 定率法 $5\% \times \left(\frac{\text{経過年数}}{\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}} \right)$

$\times (1 - \text{観察減価等 } 10\%) \div 0.16$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
2	6,690,000	0.35	法定地上権	2,340,000
3	7,970,000	0.35	法定地上権	2,790,000

イ 土地利用権等割合：物件2及び3の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①、1②) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他 の控除 カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
2	6,690,000	-2,340,000		0.9	0.6	1.0	2,350,000
3	7,970,000	-2,790,000		0.9	0.6	1.0	2,800,000
4	5,330,000	2,340,000	1.0	0.9	0.6	1.0	5,650,000
		2,790,000					
一括価格（合計）							10,800,000

ウ 占有減価修正：対抗力の無い賃借人の占有であり、特段の減価は不要と判定。

エ 市場性修正：賃借人が多額の内装費を支出していること及び福井市所管の用悪水路と一体化していること等による市場性の減退を考慮。

オ 競売市場修正：競売手続の特殊性及び売却条件に伴う競売固有の減価を考慮。

カ その他の控除：特になし

第6 参考価格資料

地価調査価格	福井(県)5-3
所 在	福井市学園2丁目109番外
住 居 表 示	「学園2-1-20」
価 格	66,500 円/㎡
位 置	「福井」駅 約2.9km
価 格 時 点	令和6年7月1日
地 積	447 ㎡
供給処理施設	水道・下水
接 面 街 路	北16m舗装市道に接面
用 途 指 定 等	市街化区域 近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 200%
地 域 の 概 要	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ近隣商業地域

第7 附属資料

- ① 位置図
- ② 現況見取図
- ③ 建物間取図

【付記】

本評価書末尾に添付された資料以外の資料については、現況調査報告書に添付されている資料と同一である

以 上

対象不動産位置図

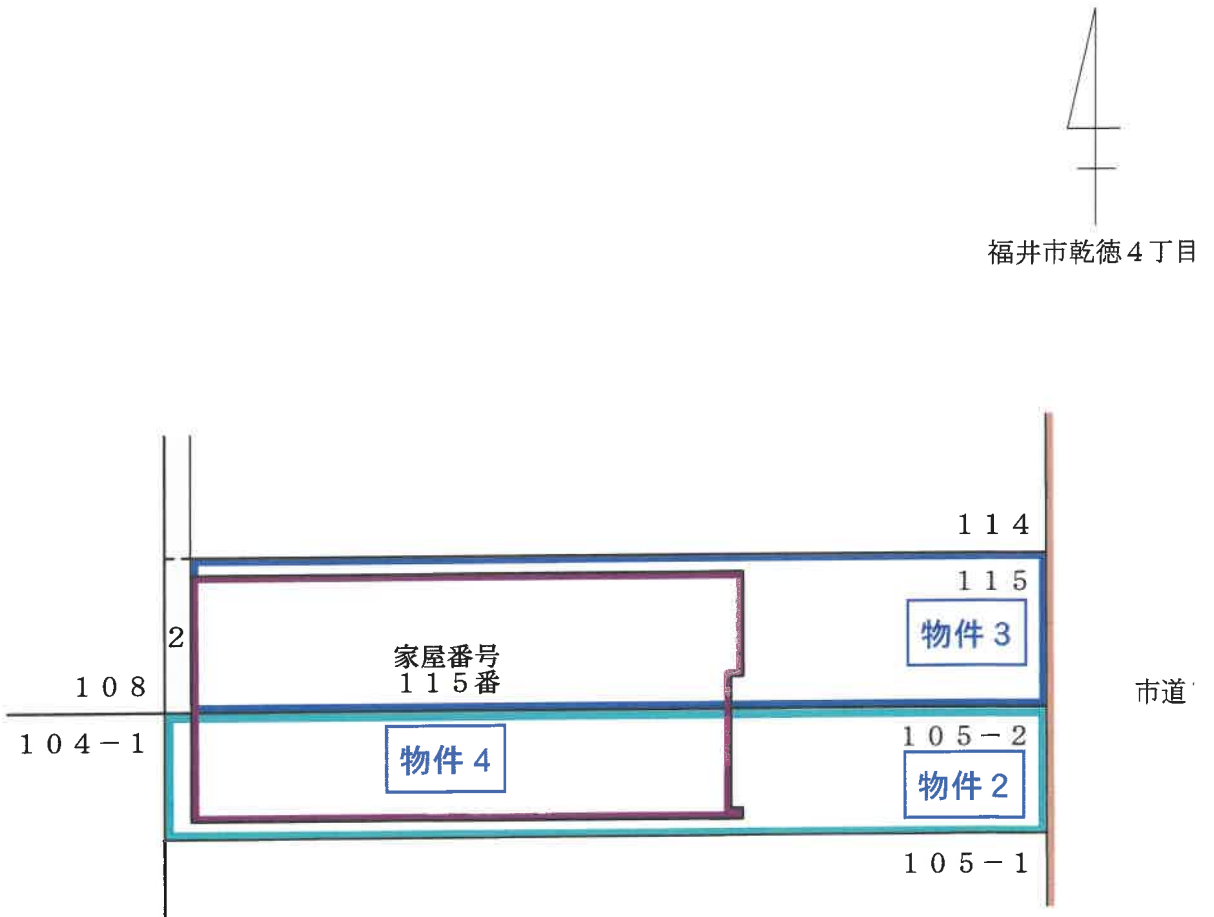


対象不動産位置図

物件 2 ~ 4

0m 70m

現況見取図



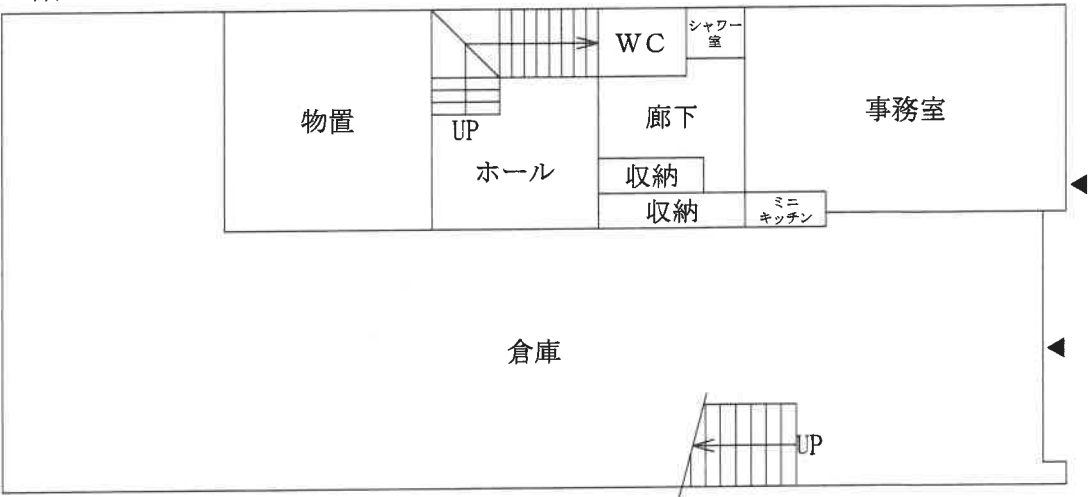
当該図面は土地と建物とのおおよその関係を図示したものであり境界を確定したものではない

建物間取図

物件 4

家屋番号 1 1 5 番

1 階



2 階

